

～タブレット端末使用上のルールについて～

学習内容をよりよく理解したり学びをより豊かにしたりするために、一人に一台タブレット端末を貸与します。合志市教育委員会ではみなさんが安心、安全、快適にタブレット端末を活用していくために、「タブレット端末使用上のルール」をつくりました。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的であり、学習活動に関わる以外に使用しないこと。

2 使用上の注意

- ・登下校中にタブレット端末はカバンから出さず、学校や家庭で使うこと。
- ・タブレット端末の画面とキーボードの接続部分は壊れやすいため慎重に扱うこと。
- ・落とす、水にぬらすなどしないように気を付けること。
- ・カバンの下や地面に置いたり、持ったまま走ったりしないこと。
- ・タブレット端末の画面は傷付きやすいため、指やタッチペンで触れること。鉛筆やペンで触れたり、落書きをしたり、磁石を近づけることはしないこと。



3 保管

- ・学校では先生が指示する場所で保管すること。
- ・家で保管するときは、保護者の目の届くところに置くこと。
- ・タッチペンやケースなど、付属品についてもなくさないように保管すること。
- ・翌日学校に持ってくるときは、家で充電して持ってくること。

4 健康のために

- ・タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面とは 30 cm 以上離して使用すること。
- ・長時間にわたって継続して画面を見ないように、30 分に 1 回は 20 秒以上、画面から目を離して、遠くの景色を見るなどして目を休ませること。
- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使用すること。
- ・寝る 1 時間前には使わないこと。

5 安全な使用

- ・もしもあやしいサイトに入ってしまったときは、保護者と子どもで状況を確認し、画面の写真を撮ってから画面を閉じること。その後、画面の写真とともに先生へ知らせること。

6 個人情報等の保護について

- ・ID とパスワードは他の人に知らせないこと。
- ・タブレット端末を他の人に貸したり、使わせたりしないこと。
- ・個人情報(名前、生年月日、住所、個人が特定できるような写真、電話番号など)はインターネット上(クラウド上の保存も含む)に絶対にあげないこと。
- ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることは絶対に書き込まないこと。

7 カメラでの撮影

- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可を得ること。

8 データの保存

- ・タブレット端末内で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものだけ保存すること。

9 設定の変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、ホーム画面のアイコンの並び方や、背景の画像、色など設定は勝手に変えないこと。
- ・勝手にアプリケーションをインストール、アンインストールしないこと。

10 不具合や故障、紛失

- ・インターネットが使えなくなって、再起動しても元にもどらないときや、タブレット端末やタッチペン、ケースなどの付属品が壊れたり、なくしたりしたときはすぐに先生に連絡すること。

11 返却について

- ・学校や教育委員会からタブレット端末等の返却を求められた場合はすみやかに返却をすること。

タブレット端末の故障や不具合等については、まずは在籍している学校へご連絡ください。

(連絡先)

西合志中央小学校 電話番号 096-242-0102

対応時間 8:20～16:50

～保護者のみなさまへ～

合志市教育委員会では、令和 3 年度より児童生徒一人につき一台タブレット端末を貸与します。タブレット端末は学習の様々な場面で活用をしていきます。

活用においては、「タブレット端末使用上のルールについて」をもとに端末を大切に扱うことを指導していきます。

ご家庭でもお子さんと一緒にお読みいただき、責任をもって管理にご協力くださいますようお願いいたします。(※故意に損失させてしまった場合、費用をご家庭で負担していただく場合があります。あらかじめご了承ください。)

つきましては、別紙の「タブレット端末貸与に伴う同意書」にご署名いただき、学校へご提出をお願いします。

令和 3 年 4 月
合志市教育委員会

(宛て先) 合志市教育委員会教育長 様

タブレット端末貸与に伴う同意書

「タブレット端末使用上のルールについて」の内容に同意し、大切にタブレット端末を使用します。

令和 3年 5月 日

(学 校 名) 合志市立西合志中央小学校

(使 用 者) 児童名:

保護者名: